

令和 8 年度高館放課後児童クラブの利用について

保存版

	項 目	放課後児童クラブ
1	利 用 で き る 方	・ 1 年生から 6 年生までの登録児童
2	利 用 可 能 日	・ 月曜日から金曜日（長期休業期間・振替休業日含む）
3	平 日 の 利 用 時 間	・ 授業終了後～午後 6 時まで ※午後 4 時 20 分（11～2 月は午後 4 時）以降は迎えが必要。 ※午後 7 時まで利用できます。（別途加算：回数に関わらず午後 6 時を超えた場合、延長申請が必要となります。）
4	利 用 料 金	・ 午後 4 時 30 分まで利用の場合 月額 1,500 円 （11 月から 2 月は午後 4 時まで） ・ 午後 6 時まで利用の場合 月額 3,000 円 ・ 延長利用の場合（別途加算） 月額 1,000 円
5	土 曜 日 利 用	・ 対象児童：①土曜登録：就労等により留守家庭となる小学生児童。 ②一時利用：一時的に留守家庭となる小学生児童。 ※②利用は、定員の空き状況により受入れとなります。 ・ 午前 8 時から午後 5 時まで。日額：500 円 ・ 増田、増田西、那智が丘児童センターで受入れ。 ・ 土曜日登録申請書・就労証明書（土曜就労記載有り）が必要。
6	長 期 休 業 利 用 一 時 ・ 振 替 利 用 （ 自 由 来 館 児 対 応 ）	・ 午前 8 時（または授業終了後）から午後 6 時まで利用可。 ※事情により本館を利用する場合があります。 ※利用する場合は別途利用申請書・就労証明書（長期申請のみ）が必要。（有料） ※長期受入れ期間開始以降のキャンセルはできません。
7	地域活動クラブ等の年会費等	・ 別途お知らせします。
8	学校からの直接利用	・ 利用できます。
9	出 欠 の 確 認	・ 来館時所定の場所でチェックし、職員が確認します。 ・ 欠席と早退時等保護者からの連絡が必要です。
10	習 い 事	・ 放課後学校から直接習い事に行き、午後 4 時 20 分（11 月～2 月は午後 4 時）まで来館の場合は、利用できます。 ・ 上記の時間を過ぎた場合は、大人の方の送りが必要。 ・ 放課後児童クラブを利用してから習い事に行った場合は、 <u>習い事終了後からの利用は基本的にできません。</u> （中抜け）
11	かばん・くつ置き場	・ 個別用あり
12	一斉下校時の利用について	・ 利用できます。＜感染症による場合は <u>利用できません。</u> >
13	集団下校時（訓練含）の利用について	・ 利用できます。 ＜希望があれば兄弟も利用できます。＞
14	引き渡し時の利用について	・ <u>利用できません。</u> ＜訓練後は利用できます。＞
15	災害や感染症による休校日の利用について	・ 災害の場合（台風・大雪等） 保護者等の送迎が可能で、直接、職員に引き渡しの場合利用できます。ただし、大規模災害等の場合はこの限りではありません。 ・ 感染症の場合 <u>利用できません。</u>
16	登校時間が遅い場合（災害や感染症等）	・ <u>登校前は利用できません。</u>
17	新 1 年生の 4 月 1 日からの利用について	・ 利用できます。 ※登録児童以外：別途利用申請（長期（学年始）／一時利用）が必要（有料）です。 午前 8 時～午後 6 時まで利用可

